

府監第1726号
令和8年1月22日

＊＊＊＊様

大阪府監査委員	高 橋 明 男
同	中 務 裕 之
同	鈴 木 一 水
同	川 村 和 久
同	白 木 恵 士

住民監査請求について（通知）

令和7年12月18日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の要旨

住民監査請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

1 監査対象事項

生徒1名（以下「当該生徒」という。）の転学に係る引継文書の作成、交付及び事後対応に係る大阪府立＊＊＊＊＊学校（以下「本件学校」という。）の校長（以下「本件校長」という。）及び関係職員の給与等の支出

2 前記1の事項が違法又は不当である理由

本件校長及び関係職員による虚偽・不十分な転学引継文書の作成・交付は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第32条（法令遵守義務）及び第33条（信用失墜行為の禁止）に違反する行為であり、その給与及び事務経費は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条第14項が定める「最少の経費で最大の効果を挙げるべき原則」に反する違法・不当な公金の支出である。

3 求める措置の内容

- (1) 転学引継文書の作成及び是正対応に係る給与、超過勤務手当、事務経費等の支出について違法な支出と認定し、違法・不当な事務処理に関与した本件校長及び関係職員に対し、是正に要した時間分を含む給与返還等の損害回復措置（求償権の行使）を行うよう勧告すること。
- (2) 転学先の市教育委員会からの連絡があったにもかかわらず適切な対応がなされていなかった場合、その放置期間に係る事務経費及び担当職員の手当費を不

当な公金支出と認定し、漫然と事務を遅滞させた責任ある職員に対し、当該期間の給与相当額の返還請求等の回復措置を講ずるよう勧告すること。

(2) 本件に起因する国家賠償請求等の財務的リスクを回避するため、必要な是正及び再発防止措置を講じるよう勧告すること。

第2 住民監査請求の要件に係る判断

1 最高裁判所第二小法廷昭和62年2月20日判決によれば、法第242条第1項の規定による住民監査請求に対し、同条第3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、当該監査の結果に対して不服があるときは、法第242条の2第1項の規定に基づき所定の期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されておらず、監査請求に新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を提出しても別個の監査請求になるものではないとされている。

2 本件請求において、請求人は、本件校長及び関係職員が、事実と著しく乖離した転学引継文書を作成・交付したことは、地公法第32条及び第33条に違反するものであり、かかる違法・不当な事務処理によって作られた成果物に対し、その作成及び事後対応に費やされた時間に係る給与、超過勤務手当、並びに関連する事務経費を府が支出したことは、法第2条第14項に反する違法不当な公金の支出に該当すると主張して、その是正等を求めている。

しかしながら、かかる本件請求は、請求人が令和7年10月15日に提出した監査請求において、当該生徒の転学の引継ぎに係る対応に不備があり、教育長、本件校長、本件学校及び教育庁の職員への人件費の支払が違法であるとして、その是正を求めた請求と同様の趣旨のものである。かかる請求に対しては、請求人が指摘する事項を含め、上記職員らのいじめ対応等が不適切なものであったということはできず、上記職員らへの人件費の支払が違法・不当と言えない旨、同年12月18日付けで請求人に監査結果を通知しているところである。

したがって、本件請求は、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為と同一の行為を対象とする監査請求を重ねて行うものであるから、適法な請求とは認められない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為と同一の行為を対象として重ねて監査請求を行うものとして不適法であるから、却下する。